

建設リサイクル法に基づく審査・指導について

対象受検機関：都市整備部住宅建築局建築指導室

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項
1 建設リサイクル法の概要 (1) 目的 特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の有効活用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。 (2) 府の責務及び事務 建設リサイクル法において、都道府県は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならないとされている。 また、分別解体等及び再資源化等の促進等の実施指針の策定、分別解体等の実施に関する事務、再資源化等の実施に関する事務、解体工事の登録等に関する事務、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の利用の発注者に対する協力要請を行うこととされている。 (3) 大阪府建設リサイクル法実施指針 府では、国が定めた基本方針に即して、「大阪府建設リサイクル法実施指針」（以下「実施指針」という。）を策定しており、基本理念、関係者の役割、基本的方向、促進方策等のほか、府における特定建設資材廃棄物の再資源化等の状況として「平成20年度建設副産物調査」や府における再資源化施設及び最終処分場の立地状況等として平成23年4月1日の状況が記載されている。情報は更新されていない。（平成14年3月策定、同24年3月改正） 2 建設リサイクル法に基づく手続 (1) 事業者等の手続 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等（以下「対象建設工事」という。）の発注者又は自主施工者は、対象建設工事に着手する日の7日前までに工事の届出を行わなければならない。また、対象建設工事の元請業者は、分別解体と再資源化を実施し再資源化等が完了したときは、発注者に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成・保存しなければならない。 (2) 府の手続 「大阪府建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律実施要領」（以下「実施要領」という。）に則り、対象建設工事の届出書の内容から、工事場所が大阪府の所管区域内であること、工事の規模が届出対象工事であること、工事着手予定日が届出日から7日以降であること、建設業許可及び解体工事登録の期限が切れていないこと等を確認している。	1 実施指針については、関係者の役割、基本的方向、促進方策等を記載しホームページで公表しているが、府における特定建設資材廃棄物の再資源化等の状況等の情報が平成20年から更新されていないなど、最新の府の実情に即した内容となっていない。 2 パトロールの対象となる現場については、職員が建築物の規模、建築資材、工期等を踏まえ総合的に判断し選定しているが、その考え方や選定基準は明文化されていない。また、実施要領においてパトロール時の確認項目は示されているものの、具体的な確認手法や確認結果に応じた事後対応内容・手順は記載されていない。このため、パトロールの実施に係る知見やノウハウを組織として共有・継承する仕組みが十分に整備されているとは言い難い。 3 通常パトロール及び随時パトロールについて、ホームページにおいてパトロールの実施結果が公表されておらず、これらのパトロールに関する情報が府民、事業者に向けて発信されていない。	1 実施指針が府における建設リサイクル施策の方向性を示すものとして十分機能するよう、掲載内容を点検し、最新の情報を反映するなど必要な見直しを図られたい。 2 パトロールの実施に係る知見やノウハウを組織的に共有・継承するとともに、人事異動等の影響を受けることなく、統一的かつ継続的な執行体制を確保できるよう、現場選定の考え方、パトロールでの具体的な確認手法や確認結果に応じた事後対応内容・手順について、実施要領への記載やマニュアルを作成する等、明文化することを検討されたい。 3 建設リサイクルに対する事業者等の法令遵守意識の維持・向上等の観点から、通常パトロール及び随時パトロールの結果に係る情報発信のあり方について検討されたい。

3 対象建設工事の履行状況の確認 ・府は実施要領に則り、適宜、大阪府域において法に抵触する行為等がないか、パトロールにより確認している。 ・解体工事業の未登録業者による工事や届出がなされずに行われる対象建設工事（以下「無届工事等」という。）については、外部からの通報やパトロール中に把握している。 ・無届工事等に関する通報を受けた場合は、解体工事に関連する他法令の関係部署や市町村と連携して現場確認及び事業者等の特定を行っている。 ・パトロールでの確認や府に寄せられた情報に基づき、事業者等を確認した結果、無届工事等が発覚した場合は、建設リサイクル法に基づき、対象建設工事の事業者等に対して、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況（届出の有無、違反状況及び違反内容、是正計画等）に関する報告（以下「報告書」という。）を求めている。 ・これまでに報告書の徴収指導に応じなかった事例は無く、建設リサイクル法に基づく勧告、命令の実績はない。 4 パトロールの実施状況 (1) 確認事項等 ・実施要領に則り、年度を通じて通常のパトロール（以下「通常パトロール」という。）及び通報等による随時のパトロール（以下「随時パトロール」という。）を実施するとともに、国が定める「建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール等の実施方針」（以下「全国一斉パトロール実施指針」という。）に則り、全国一斉パトロールを行っている。 ・実施要領には「パトロールにおいて確認すべき事項」として、対象建設工事であるか及び対象である場合には届出の有無、分別解体基準への適合、解体工事業の登録又は建設業許可の有無、技術管理者等の従事、標識の設置といった項目を挙げており、他にパトロールに関する記載は無い。 (2) 現場選定 ・パトロールの時間が限られているため、通報のあった工事や現地確認の必要性が高い工事から巡回しているとのことであるが、現地確認の必要性が高い工事について、明文化した基準は策定していない。 ・建築職職員が、建築物の規模、建築資材、工期等を確認した上で総合的に判断している。 (3) 結果の公表 ・パトロールによる現場確認の結果は、現地の作業内容といった項目を記入する現地調査書にまとめている。 ・アスベスト等の情報は建設リサイクル法届出台帳のデータベースで管理し、府環境農林水産部と共有している。 ・全国一斉パトロールに合わせた府内パトロール実施結果として、主なパトロール内容と毎年度2回（春・秋）のパトロールの実施個所数、助言・指導件数、勧告・命令件数、重点的にパトロールを行った事項等を府ホームページで公表しているが、府による通常パトロール及び随時パトロールの結果は公表していない。		
--	--	--